（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）

第八条　法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　次に掲げる設備を有すること。

イ　［略］

ロ　初心運転者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（準中型自動車及び普通自動車にあっては、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）

ハ　［略］

［三～五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正法施行日において現に改正前の指定講習機関に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条各号に掲げる要件に該当して普通自動車に係る運転習熟指導員として選任されている者は、改正後の指定講習機関に関する規則（以下「新規則」という。）第七条各号に掲げる要件に該当して普通自動車に係る運転習熟指導員として選任された者とみなす。

3　改正法施行日前に旧規則第七条第四号の教習指導員として中型自動車又は普通自動車に係る教習に従事した経験の期間は、それぞれ新規則第七条第四号の教習指導員として中型自動車又は普通自動車に係る教習に従事した経験の期間とみなす。

4　改正法施行日において現に旧規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る審査に合格している者は新規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る審査に合格した者と、旧規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る講習を終了している者は新規則第七条第五号の規定による普通自動車に係る講習を終了した者とみなす。

5　改正法施行日において現に旧規則第八条各号に掲げる基準に適合して普通自動車に係る初心運転者講習を行う指定講習機関として指定された者とみなす。

○国家公安委員会規則第十四号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項第一号ハの規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の基準等） **第一条**　［略］ 2　令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 ［イ・ロ　略］	（指定の基準等） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 ［イ・ロ　同上］